

市民参加、参画、協働条例 他都市の状況

	自治体名	名称	施行日
1	箕面市	箕面市市民参加条例	平成9年4月1日
2	仙台市	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	平成11年4月1日
3	箕面市	箕面市非営利公益市民活動促進条例	平成11年10月1日
4	横浜市	横浜市市民活動推進条例	平成12年7月1日
5	岡山市	岡山市協働のまちづくり条例	平成13年4月1日
6	宮崎市	宮崎市市民活動推進条例	平成13年4月1日
7	池田市	池田市公益活動促進に関する条例	平成13年4月2日
8	横須賀市	横須賀市市民協働推進条例	平成13年7月1日
9	藤沢市	藤沢市市民活動推進条例	平成13年10月1日
10	宝塚市	宝塚市市民参加条例	平成14年4月1日
11	石狩市	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例	平成14年4月1日
12	犬山市	犬山市市民活動の支援に関する条例	平成14年4月1日
13	大阪狭山市	大阪狭山市市民公益活動促進条例	平成14年6月26日
14	大和市	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例	平成14年7月1日
15	西東京市	西東京市市民参加条例	平成14年10月1日
16	平塚市	平塚市市民活動推進条例	平成15年1月1日
17	留萌市	留萌市市民活動の推進に関する条例	平成15年3月31日
18	狛江市	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	平成15年4月1日
19	浜松市	浜松市市民協働推進条例	平成15年4月1日
20	大垣市	大垣市まちづくり市民活動育成支援条例	平成15年4月1日
21	羽咋市	羽咋市いきいき市民活動推進条例	平成15年4月1日
22	鳥取市	鳥取市市民参画と市民活動の推進に関する条例	平成15年4月1日
23	呉市	呉市市民協働推進条例	平成15年4月1日
24	鹿児島市	鹿児島市の市民参画を推進する条例	平成15年6月1日
25	志木市	志木市市民との協働による行政運営推進条例	平成15年6月1日
26	小田原市	小田原市市民活動推進条例	平成15年7月1日
27	京都市	京都市市民参加推進条例	平成15年8月1日
28	鯖江市	鯖江市市民活動によるまちづくり推進条例	平成15年10月1日
29	柏崎市	新潟県柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	平成15年10月1日
30	東海市	東海市市民参画条例	平成15年12月22日
31	和光市	和光市市民参加条例	平成16年1月1日
32	小金井市	小金井市市民参加条例	平成16年4月1日
33	豊中市	豊中市市民公益活動推進条例	平成16年4月1日
34	白井市	白井市市民参加条例	平成16年6月29日
35	相生市	相生市市民参加条例	平成16年7月1日
36	印西市	印西市市民活動推進条例	平成16年7月1日
37	下関市	下関市市民協働参画条例	平成17年2月13日
38	石巻市	石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例	平成17年4月1日
39	金沢市	金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例	平成17年4月1日
40	旭川市	旭川市市民参加推進条例	平成17年10月1日
41	伊勢崎市	伊勢崎市市民参加条例	平成18年4月1日
42	逗子市	逗子市市民参加条例	平成18年4月1日
43	坂戸市	坂戸市市民参加条例	平成18年7月1日
44	久喜市	久喜市市民参加条例	平成19年4月1日
45	久喜市	久喜市市民活動推進条例	平成19年4月1日
46	四街道市	四街道市市民参加条例	平成19年4月1日
47	多治見市	多治見市市民参加条例	平成20年1月1日
48	千葉市	千葉市市民参加及び協働に関する条例	平成20年4月1日
49	印西市	印西市市民参加条例	平成20年8月1日
50	八王子市	八王子市市民参加条例	平成20年10月1日

○ 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

平成 15 年 3 月 31 日条例第 1 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号

平成 20 年 3 月 31 日条例第 1 号

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 - 第 4 条)

第 2 章 市民参加の手続き

第 1 節 通則(第 5 条 - 第 8 条)

第 2 節 審議会等(第 9 条 - 第 12 条)

第 3 節 パブリックコメント(第 13 条 - 第 15 条)

第 4 節 公聴会(第 16 条 - 第 19 条)

第 5 節 その他の市民参加の手続き(第 20 条 - 第 22 条)

第 3 章 市民投票(第 23 条)

第 4 章 市民協働

第 1 節 市民公益活動団体への支援(第 24 条 - 第 26 条)

第 2 節 行政活動への参入の機会の提供(第 27 条 - 第 29 条)

第 5 章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等(第 30 条 - 第 34 条)

第 6 章 雑則(第 35 条)

付則

狛江のまちに「新しい風」を！ そのような思いをこめて、私たちはこの条例を定めます。「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。そのためには、まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加するとともに、市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場でまちの発展のために取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変えていくことでしょう。狛江市においても、既にそのための様々な試みが始められています。しかしさらに系統的で継続性のある施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。今後、より多くの市民や市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で、ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

(1) 市民参加 行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること。

(2) 市民協働 市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと。

(3) 行政活動 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「地方自治法」という。)第 2 条に規定するところにより事務を処理するために行う活動

(4) 市の実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

(5) 市民公益活動 市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、営利、宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としないもの

(6) 団体 特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、その他の市民活動を行うことを主たる目的とした法人、又はそれらに準ずる法人格を有しないが一定の規約を有する営利を目的としない団体

(市の責務)

第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しなければならない。

2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる団体が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。

(市民参加の権利)

第4条 市民は、それぞれの立場において、行政活動に参加する権利を有する。

2 満 20 歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとする。

第2章 市民参加の手続き

第1節 通則

(市民参加の対象)

第5条 市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。

(1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更

2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方自治法第 74 条の請求権から除外されるもの)等については市民参加の手続きを行わないことができる。

(市民参加の方法)

第6条 市の実施機関は、市民参加の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、障害の有無及び職業等の状況によって、市民が行政活動に参加する機会を失することがないように適切な方法を選択しなければならない。

2 市民は、市の実施機関が前条第1項の規定に基づき市民参加の手続きを行おうとするもの、又は行っているものについて別に定める規定に基づき、市民参加の手続きの方法について、市の実施機関に提案することができる。

3 市の実施機関は、前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、その他の市民参加の手続きの方法が必要と判断した場合は、速やかに市民参加の手続きを行うものとする。

(意見などの取扱い)

第7条 市の実施機関は、広く市民の意見などを聴くための市民参加の手続きを行った場合は、提出された意見、情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の実施機関は、公表したものに対する市民の意見及び情報の検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、狛江市情報公開条例(平成12年条例第6号)第9条に定める非公開情報は公表しないことができる。

(1) 提出された意見、提案、情報

(2) 提出された意見、提案、情報の検討経過及び検討結果

(公表の方法等)

第8条 市民参加の手続きに関する事項を公表するときは、次の方法によるものとする。

(1) 担当窓口での供覧又は配布

(2) 市の広報紙への掲載

(3) 市の公式ホームページへの掲載

(4) その他、効果的に周知できる方法

第2節 審議会等

(審議会等の委員)

第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等(以下「審議会等」という。)の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

2 市の実施機関は、審議会等の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書等を公表するものとする。なお、構成員に公募市民委員がいない場合はその理由を公表するものとする。

(会議の公開)

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

(諮問事案等の公表)

第11条 市の実施機関は、審議会等にその意見の報告を求める場合は、その都度、

諮問事項、会議の予定を公表するものとする。ただし、会議が非公開とされたとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議録の作成と公表)

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

第3節 パブリックコメント

(パブリックコメント)

第13条 策定しようとする政策等に対して市民の意見を反映させるため、その趣旨、目的、内容等について意見を受けることが必要な場合には、パブリックコメントの手続きをとるものとする。

(公表事項)

第14条 市の実施機関は、パブリックコメントの手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

(意見の提出方法等)

第15条 パブリックコメントの手続きにおける意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、次に掲げる方法とする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面による提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を告知してから意見の提出期限の間に2週間以上の期間を設けなければならない。

3 意見の提出を受けるときは、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。

第4節 公聴会

(公聴会の手続き)

第16条 公聴会の手続きは、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とする。

(公聴会開催の公表)

第17条 市の実施機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の4週間前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関

連事項

(4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限

(5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期

(6) その他必要な事項

2 市の実施機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

(公聴会の運営)

第18条 公聴会は、市の実施機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために、議長の指示に従わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の実施機関が規則等で定める。

(報告書の作成等)

第19条 議長は、公聴会を開催した都度、次に掲げる事項を記録した報告書を作成し、市の実施機関の長に提出するものとする。

(1) 対象とする事案の内容

(2) 公聴会の開催日時及び開催場所、参加人数

(3) 公述人の氏名及び発言の内容

(4) 質疑の内容

(5) 公聴会で配布された資料等の内容

(6) その他必要な事項

2 市の実施機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された報告書を公表するよう努めるものとする。

第5節 その他の市民参加の手続き

(その他の市民参加の手続き)

第20条 その他の市民参加の手続きとしては、広く市民の意見等を聴くために開催する方法として、説明会、フォーラム又はシンポジウムなどによるものとする。

(その他の市民参加の手続き実施の公表)

第21条 市の実施機関は、前条に定めるその他の市民参加の手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的

(2) 市民参加の手続きに関する内容

(3) 開催の日時及び場所を定めて市民参加の手続きを行うときは、その日時及び場所

(4) 対象とする事案の関連資料

(5) 市民参加の手続きに参加することができる者の範囲を指定するときは、その参加できる者の範囲

(6) その他必要な事項

(準用)

第22条 市の実施機関が、市民参加の対象とする行政活動について、書面等による広く意見を募集する方法により市民参加の手続きを行うときは、パブリックコメントの

規定を準用する。

第3章 市民投票

(市民投票の実施)

第23条 市長は、市にかかわる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱い、その他の市民投票の実施に関して必要な事項については、別に条例で定める。

第4章 市民協働

第1節 市民公益活動団体への支援

(財政的支援)

第24条 市は、市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため、予算の範囲内で助成金の交付等の財政的支援に努めるものとする。

(活動場所の提供)

第25条 市は、市民公益活動を行う団体が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。

(情報環境の整備)

第26条 市は、市民公益活動を行う団体に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。

第2節 行政活動への参入の機会の提供

(参入の機会の提供)

第27条 市は、市民公益活動を行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。

2 市民公益活動を行う団体は、別に定める規定に基づき、市民協働で行う事業(以下「市民協働事業」という。)について、市の実施機関に提案することができる。

3 市の実施機関は、前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、実施が望ましいと判断した場合は、市民協働事業としての事業化に向けて努めるものとする。

(登録制)

第28条 前条の参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員3名以上を置くものとする。ただし、営利を目的とする法人は除く。

2 前項の団体は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。

(1) 次に掲げる内容が明記された規約又は会則

イ 設置目的

ロ 団体の名称

ハ 市民公益活動の内容

ニ 事業所又は活動拠点の所在地

ホ 役員及び会員に関する事項

ヘ 会計に関する事項

ト その他団体の運営に関する事項

(2) 役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿

(3) 会員の人数

3 市長は、前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合し、下記のいずれかの条件を満たすと認めたときは、当該団体を登録するものとする。

(1) 団体の役員に狛江市に住所を有する者がいること。

(2) 団体の事務所、活動拠点が狛江市内にあること。

(3) 団体の活動範囲に狛江市を含むこと。

4 前項の規定により登録をされた団体は、第2項の規定により提出した書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、第3項により登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 市民公益活動を行う団体に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 第1項に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

(書類等の公表)

第29条 市長は、前条第2項若しくは第4項の規定により提出があった書類又はその写し(以下「書類等」という。)を公表するものとする。ただし、書類等を公表することにより当該団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公表しないことができる。

第5章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等

(審議会の設置)

第30条 この条例による市民参加と市民協働の推進を実効あるものにし、時代の動きに的確に対応させるため、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市の実施機関の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議する。

(1) 市民参加と市民協働に関する指針の検討

(2) 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施

(3) 市民参加と市民協働の推進の検討と改善

(4) 市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項

(5) この条例の改正又は廃止に関する事項

3 審議会は、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、市民参加と市民協働の推進に関する事項について、市の実施機関に意見を述べることができる。

(組織等)

第31条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以上をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 市長が適当と認めた者

(3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって公募に応じた者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができる。

(会長及び副会長)

第32条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第33条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、市民参加と市民協働の推進を所管する課が担当する。

第6章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(制度の検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

付 則(平成19年3月30日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○下関市市民協働参画条例

平成 17 年 2 月 13 日

条例第 134 号

私たち下関市民は、「海峡の恵み」と「歴史の心」に育まれた「明日への希望に燃えているまち下関」をこよなく愛しています。先人の努力のたま物であるこのまちを、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」として築き上げ、未来の世代に引き継いでいきたいと願っています。

世の中の大きな流れの中で、私たちは、今、教育、保健、医療や福祉等子どもから高齢者までにかかわる問題、また、地域の安全、災害対策、環境保全やコミュニティづくり等住みよい環境づくりにかかわる問題、更に、人権、男女共同参画、文化やスポーツ等人々の生き方にかかわる問題等市民生活に密接にかかわる分野で様々な問題に直面しています。

市民の価値観が多様化、個性化している今日、これらの問題を自らの課題として受けとめ、市民一人ひとりが「社会のために何ができるか」と問い直し、自らの責任と役割を明らかにしながら、その解決に取り組んでいくことが大切になっています。

下関市は、「市政の主人公は市民である」という基本理念の下に、各種の審議会や運営委員会を設置するとともに、直接市民と話し合いの場を持つ等広く市民の意見を求める努力を続けています。

一方、市民の間においては、NPO 活動(民間非営利組織活動)やボランティア活動、地域のコミュニティ活動等の市民活動を通して、「何かをしなければならない」という社会的使命感をもった活動が少なからず展開されています。

私たちは、このような状況を踏まえ、市民と行政、市民と市民が対等の関係において、それぞれの英知を集め実践力をつなぎあい、「協働」する「市民参画」という新しい社会システムを築き、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を創造することを願い、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民参画という新しい社会システムの推進に関する基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を協働して図ることにより、快適な環境を有する都市の創造に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、及び協力して行動することをいう。
- (2) 市民参画 市民及び市民活動団体(以下「市民等」という。)が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働することをいう。
- (3) 市民活動 自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維

持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

(4) パートナーシップ 協働を実現するための友好的な協力関係をいう。

(5) 市民活動団体 組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの

エ 営利を目的とするもの

(6) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(7) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、協働の関係を構築し、相互のパートナーシップが確立された市民参画型社会の実現及び発展に努めるものとする。

2 市民等及び市は、市民参画を推進するため、それぞれが有する情報の提供及び共有に努めるものとする。

3 市は、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民活動の促進に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りの事について、自らできることを考え、行動するとともに、進んでまちづくりへの参加に努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、市民参画型社会の実現及び発展に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に自らの活動の公益性を検証するとともに、情報を市民に提供することにより、市民活動についての市民等の理解の促進に努めるものとする。

(事業者の配慮等)

第6条 事業者は、市民参画に対する理解を深めるとともに、その発展の寄与に努めるものとする。

2 事業者は、市民活動の果たす役割の重要性への理解を深めるとともに、市民活動に対する支援に配慮するよう努めるものとする。

(市の責務)

第 7 条 市は、基本理念にのっとり、市民参画が図られるよう努めるものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、市民活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

(市民参画の対象)

第 8 条 市民参画の対象とする実施機関の施策は、原則として次のとおりとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 実施機関は、前項各号に掲げる施策以外の施策についても、市民参画を図ることができる。

3 実施機関は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないものとする。

(1) 定型的又は経常的に行うもの

(2) 軽易なもの

(3) 緊急に行わなければならないもの

(4) 市内部の事務処理に関するもの

(5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(6) 市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定により別に税目を起こす場合を除く。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

(市民参画の方法)

第 9 条 実施機関は、説明会の開催、アンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等の方法により効果的な市民参画の実現に努めるものとする。

(市民参画の方法の公表)

第 10 条 実施機関は、できる限り早い時期に、市民参画の方法について公表するよう努めるものとする。

(留意事項)

第 11 条 実施機関は、市民参画の方法を実施するときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 効果が期待できる手法を講じること。

(2) 市民等が幅広く参加できる手法を講じること。

(3) 高度な専門性を有する施策にあっては、当該施策に関し深い知識を有する市民等の参加が得られるようにすること。

(4) 地域性を有する施策にあっては、当該施策の対象となる地域の市民等の参加が得られるようにすること。

(5) 営利を目的としたものの関与を排除すること。

(情報の提供と共有)

第 12 条 市民等及び市は、市民参画を推進するため、相互に情報を提供し、及び共有することに努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、個人情報保護に配慮するものとする。

2 実施機関は、市民参画を推進するため、市政に関する情報を、適切な時期に、適切な方法により市民等に提供するよう努めるものとする。

(広聴)

第 13 条 実施機関は、市民参画を推進するために、手紙、電子メール等による提案、質問等の受付、アンケートの実施、直接的な対話の実施等の方法により、市民等の意識の把握及び意見の聴取に努めるものとする。

(附属機関等の委員)

第 14 条 実施機関は、附属機関等(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれらに類する合議制の組織をいう。以下同じ。)の委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、一部又は全部の委員を公募により選出された委員(以下「公募委員」という。)とするとともに、男女比率、年齢構成、在期数及び他の附属機関等の委員との兼職状況等を勘案して選考するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属機関等に公募委員を含まないことができるものとする。

(1) 法令の規定により委員の構成が定められている場合

(2) 専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う場合

(3) その他公募に適さない事案を取り扱う場合

(市民活動を促進するための環境整備)

第 15 条 市長は、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民活動を促進するための環境整備に関する基本的な計画(以下「市民活動促進基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、市民活動の重要性に対する市職員の理解を促進するとともに、第 7 条第 2 項の規定に基づく環境整備として、支援における公平性及び市民活動の自律性に配慮しつつ、予算の範囲内で次の事項を実現するための施策の実施に努めるものとする。

(1) 市民活動を促進する情報の収集及び提供

(2) 市民活動の場の提供

(3) 市民活動のネットワーク化の促進

(4) その他市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

(年次報告)

第 16 条 市長は、毎年、市民参画及び市民活動の状況について、市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(下関市市民協働参画審議会の設置)

第 17 条 市長は、市民活動促進基本計画の策定並びに市民参画及び市民活動の状況の評価に関することについて諮問するため、下関市市民協働参画審議会(以下「協働参画審議会」という。)を附属機関として設置する。

2 協働参画審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募に応募した市民
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 事業者等で構成する団体の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協働参画審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(適用除外)

第18条 この条例の定めるところにより実施機関が市民参画の方法を実施した場合に、法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この条例の規定は適用しない。

(条例の見直し)

第19条 市は、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、下関市市民協働参画条例(平成15年下関市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第17条第4項の規定にかかわらず、平成17年9月21日までとする。

○金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例

平成 17 年 3 月 25 日

条例第 4 号

金沢は、これまで自然環境や歴史、風土の中で培われてきた公私協働の土壌を守り育て、これを活かしながら、市民の自主性とまちの独自性を発揮し、発展してきた。これらの金沢が誇るべき貴重な財産を礎に、市民主体のまちとして将来にわたりさらに発展するためには、市民との情報の共有により行政の透明性を高めるとともに、市民と市とが互いに協力し、補完し合う協働の心を育て、市民一人ひとりが自覚と責任を持って、まちづくりに当たることが必要である。

ここに、本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度のもと、市民と市の役割を明らかにするとともに、多様な市民参加の機会を確保することにより、市民と市との協働による市政の推進を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めることにより、協働による市政を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において「市民参加」とは、市民が自己の意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。

2 この条例において「協働」とは、市民及び市がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。

(基本原則)

第 3 条 市民参加は、協働による市政の実現を目指して推進されなければならない。

2 市民参加は、市民にとって、その機会が平等に与えられることにより推進されなければならない。

3 市民参加は、市民及び市が情報を交換し、及び共有することにより推進されなければならない。

4 市民参加は、市民及び市が相互の役割を理解し、互いに尊重して推進されなければならない。

5 市民参加は、市民の多様な価値観に公平かつ的確に対応して推進されなければならない。

6 市民参加は、市民の福祉の増進及び市政の効率性の確保が図られることを基本として推進されなければならない。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、自らの果たすべき役割を自覚し、多様な機会を通じて積極的かつ主体的に市民参加をするよう努めなければならない。

2 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の公共の利益を考慮することを基本として、市民参加をするよう努めなければならない。

3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持って市民参加をするよう努めなければならない。

(市の役割)

第 5 条 市は、市民参加の機会の提供その他の市民参加を推進するための必要な措置を講じなければならない。

2 市は、施策の企画立案、実施及び評価の過程において情報の積極的な提供及び公開を推進し、説明責任を果たすことにより、市民と情報を共有するよう努めなければならない。

3 市は、市民参加を推進することにより、市民の意向を把握し、施策に反映させるよう努めなければならない。

4 市は、金沢が育んできた地域における市民の自主的な活動を尊重し、その活動を行っている団体との連携を図り、協働による市政を推進するよう努めなければならない。

(市民参加の手続)

第 6 条 この条例における市民参加の手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) パブリックコメント手続(施策の企画立案に当たり、当該施策の趣旨、目的、内容等を公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮し、意思決定を行う手続をいう。以下同じ。)

(2) 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体(以下「審議会等」という。)による調査及び審議

(3) 意見交換会、公聴会、説明会及びアンケートの実施

(4) 共同研究(市が、専門家の助言を受けながら参加者が共同で施策に関する研究を行う場を設けることをいう。)

(5) 市民との協定による施策の実施

(6) 地域において自主的な活動を行っている市民団体等による施策の実施

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める手続

(市民参加の手続における基本的な考え方)

第 7 条 市長その他の執行機関(以下「市の機関」という。)は、施策の企画立案、実施又は評価の過程において、前条各号に掲げる市民参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められる手続を行うよう努めなければならない。

第 8 条 市の機関は、施策の企画立案、実施又は評価の過程における適切な時期に市民参加の手続を行うよう努めなければならない。

第 9 条 市の機関は、施策に応じ、できる限り広く市民参加が行われるよう努めなければならない。

第 10 条 市の機関は、施策に係る情報を積極的に提供するよう努めるとともに、市民参加の手続を経て提出された市民の意見等を施策に反映させるよう努めなければならない。

第 11 条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参加の手続を行わないことができる。

(1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うものの

(2) 迅速性又は緊急性を要するもの

(3) 市税等の賦課徴収及び使用料等の徴収に関するもの

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(パブリックコメント手続)

第 12 条 市の機関は、次に掲げる施策の企画立案(前条各号に掲げるものを除く。)をしようとするときは、パブリックコメント手続を行うものとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

2 市の機関は、パブリックコメント手続の対象となる施策の企画立案をしようとするときは、当該企画立案に係る意思決定を行う前に、当該施策の案及びこれに関連する資料を公表するものとする。この場合において、当該施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。

3 パブリックコメント手続による意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)は、前項の規定による公表の日から起算して 30 日以上でなければならない。

4 市の機関は、パブリックコメント手続の対象となる施策の企画立案をしようとする場合において、30 日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、30 日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該施策の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

5 市の機関は、パブリックコメント手続により提出された意見の概要及び当該意見に対する考え方を公表するものとする。

6 第 2 項及び前項の規定による公表は、当該施策に係る市の機関が指定する場所での閲覧又はインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

7 第 7 条から前条まで及び前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続による市民参加の手続については、市長が別に定める。

(平 19 条例 25・一部改正)

(審議会等)

第 13 条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、法令等に公開しない旨の定めがあるとき、又は会議の内容が金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成 3 年条例第 2 号)第 7 条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれその他正当な理由があると当該審議会等が認めるときは、この限りでない。

2 市の機関は、審議会等の構成員を任命し、又は委嘱しようとする場合は、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、構成員の全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。ただし、法令等に構成員に関する定めがあるとき、高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるとき、その他正当な理由があると当該市の機関が認めるときは、この限りでない。

3 第 7 条から第 11 条まで及び前 2 項に定めるもののほか、審議会等の調査及び審議による市民参加の手続については、市の機関が別に定める。

(意見交換会等の市民参加の手続)

第 14 条 第 7 条から第 11 条までに定めるもののほか、第 6 条第 3 号から第 7 号までに掲げる市民参加の手続については、市の機関が別に定める。

(推進計画)

第 15 条 市長は、市民参加及び協働による市政を総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進施策)

第 16 条 市長は、推進計画に基づき、市民参加及び協働による市政を推進するための次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 市民参加及び協働に関する意識の把握及び向上に関する事項

(2) 地域において自主的な活動を行っている市民団体等が有している経験、知識、情報等の活用に関する事項

(3) 市民参加及び協働の推進に関する助言又は指導をすることができる人材の育成及び活用に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民参加及び協働による市政を推進するために必要な事項

(協働をすすめる市民会議)

第 17 条 市民及び市は、それぞれの役割に基づいて、自主的かつ自発的な市民参加及び協働による市政を推進するため、協働をすすめる市民会議(以下「市民会議」という。)を組織するものとする。

2 市民会議は、推進計画に関する事項及びこの条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

(他の制度との調整)

第 18 条 法令又は条例に市民参加の手続が定められている場合は、この限りにおいて、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 25 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○千葉市市民参加及び協働に関する条例

平成 20 年 3 月 21 日

条例第 5 号

地方分権の進展により、地方公共団体が自主性と自立性をもって自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行う団体自治が拡充されたが、これに対応して、住民の意思に基づいて地域の行政を行う住民自治の拡充が求められている。

また、社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式も変化し、市民の需要が多様化する中で、個人では解決できない、社会が取り組むべき公共の課題が増大している。一方、防犯、防災、福祉、環境、教育など様々な公共の分野で市民が主体的に活動を展開するようになってきており、拡大する公共の領域を市のみならず多様な主体が担っていくことが求められている。

このような状況のもとで、市民の豊かな知識や社会経験を市政に生かし、市民と市が力を合わせ、公共の課題の解決に取り組む市民参加と協働がこれまで以上に必要となっている。

千葉市は、ここに、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民主体の活力あるまちづくりを目指し、市民参加と協働を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民参加及び協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民参加及び協働の推進を図り、もって市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいう。

(2) 協働 市民及び市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいう。

(3) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) パブリックコメント手続 市の施策(議会の議決を要するものにあつては、その案をいう。以下この号及び第 7 条第 1 項において同じ。)の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民参加及び協働は、市民の豊かな知識及び社会経験並びに創造的な活動を尊重して推進されなければならない。

2 市民参加及び協働は、多くの市民が参加し、及び活動することができるよう推進されなければならない。

3 市民参加及び協働は、市民相互並びに市民及び市がそれぞれの役割を理解し、

及び協力し、推進されなければならない。

4 市民参加及び協働は、市民及び市が情報の交流及び共有を通じて信頼関係が深められるよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の意見及び提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めるものとする。

2 市は、市民参加及び協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めるものとする。

3 市は、市民及び市職員に対し、市民参加及び協働に関する啓発、研修等を行うことにより、市民参加及び協働に関する理解の促進に努めるものとする。

4 市は、市民と情報を共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見及び提案に対し誠実に応答するものとする。

5 市は、市民参加及び協働を推進するに当たっては、議会の権限及び役割を尊重するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、市民参加及び協働の機会を積極的に活用するよう努めるものとする。

2 市民は、市政に関心を持ち、積極的にその情報を収集するとともに、市民参加及び協働を通じて公共の課題の解決に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、市民参加及び協働を行うに当たり、地域社会の一員として、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとする。

(市民参加の手続)

第6条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施、附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)への付議、ワークショップ(市民及び実施機関又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。)の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行及び評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。

2 実施機関は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めるものとする。

(パブリックコメント手続の対象)

第7条 実施機関は、次に掲げる施策(実施機関の内部にのみ適用されるものを除く。以下「対象施策」という。)についてパブリックコメント手続を実施しなければならない。

(1) 市政及び各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画及び指針の策定又は変更

(2) 市政及び各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、実施機関が必要と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しない。

(1) 迅速性又は緊急性を要するもの

- (2) 実施機関に裁量の余地がないもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの
- (5) 附属機関等がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行うもの
- (6) 軽微なもの

(パブリックコメント手続の実施)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案(対象施策で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料を公表するものとする。

2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。

3 実施機関は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。

4 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表するものとする。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(附属機関等の委員)

第9条 実施機関は、附属機関等の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関等の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めるものとする。

(協働の推進)

第10条 実施機関は、公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。

2 実施機関は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の意向の把握)

第11条 実施機関は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めるものとする。

(実施計画)

第12条 市長は、毎年度、市民参加及び協働の取組を推進するための実施計画(以下「実施計画」という。)を定めるものとする。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、実施計画及びその実施の状況を公表しなければならない。

(推進会議の設置)

第14条 本市の市民参加及び協働の推進について調査審議するため、千葉市市民

参加協働推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 15 条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施計画の策定に関する事項
- (2) 実施計画の実施状況に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民参加及び協働に関する事項

2 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民参加及び協働の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 16 条 推進会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。